

暴力団等排除に係る特約

元請負人及び下請負人は、各々相手方に対し、平成19年6月19日付で犯罪閣僚対策会議が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断を各々の事業の重要な基本方針としていることを表明し、元請負人及び下請負人は、各々相手方の表明を理解した上、当該下請負契約締結に当たり、あらかじめ下記特約を締結する。

(定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- 三 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などを含む。）

(契約の解除)

第2条 元請負人又は下請負人は、相手方又は相手方の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下、同じ。）が次の各号の一に該当する場合、相手方に対し、何らの催告を要さず本契約を解除することができる。

- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 法人等の役員等又は使用者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 法人等の役員等又は使用者が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 七 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて下請負人の信用を棄損し、または下請負人の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

- 2 前項の契約解除に伴う違約金については、相手方は、解除した者に対し、請求しないものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約を解除された場合には、相手方に損害が生じても解除した者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方は、解除した者にその損害を賠償するものとする。

(通報・報告条項)

第3条 元請負人及び下請負人は、自ら又は自らの下請負者が暴力団、暴力団員または暴力団関係者による不当要求行為または工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または自らの下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

- 2 相手方が正当な理由なく前項に違反した場合、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、何らの催告を要さずに、この契約を解除することができる。

(表明・確約条項)

第4条 元請負人及び下請負人は、相手方に対し、自ら又は自らの下請負者が、第2条第一号から第六号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

令和 年 月 日

元請負人 滋賀県東近江市今崎町514番地11
サタ山善株式会社
代表取締役 野田 明

㊟

下請負人

㊟